

お出かけや通院にご利用ください

タクシー運賃を助成

通院や外出でタクシーを利用した際に支払う運賃などの一部を助成します。

▼対象 町に住所を有し、次のいずれかに該当する人

- ①年齢満70歳以上の人
- ②年齢満19歳以上で運転免許を
持たない人

- ③身体障害者手帳1・2級、精神
障害者保健福祉手帳1・2級、
療育手帳Aのいずれかの所持
者（じん臓機能障害者通院交通
費補助を受けていないこと）

▼申請に必要なもの

- 申請書（町ホームページでダ
ウンロードできます。）
- 申請者の本人確認書類
- 手帳（対象③に該当する場合
のみ）

※即日交付はできません。時間
に余裕をもって申請してくださ
い。

▼助成内容

1枚500円相当の利用助成

券を、年間最大72枚交付します。
※申請日に応じて一括して交付
します。

▼利用方法

タクシーに乗車した際の運賃
の支払いに、助成券を利用でき
ます。利用できる枚数は、1人で
乗車した場合は**4枚まで**、利用
券所有者が複数人で乗車した場
合は**1人につき2枚まで**です。

▼利用上の注意

- 助成券の利用は、乗車地・目的
地の両方またはいずれかが町
内である場合に限ります。
- 町と契約を締結したタクシー
事業者のみで利用できます。



▲電子申請は
こちら

介護・福祉タクシーについて

利用できるタクシー事業者は
随時更新となります。町ホーム

ページをご覧ください。企画
室までお問い合わせください。



▲町ホームページ
はこちら

介護・福祉タクシー事業者の人へ

町との契約を希望する場合
は、企画室までお問い合わせく
ださい。

利用方法が変わります

令和8年度に実施される公共
交通マスタープラン改定などに
用いるデータ収集のため、令和
7年度より、タクシー券裏面に
**利用日、降車時間帯、乗車地、目
的地**の記入をお願いします。タ
クシー乗車前に記入し、乗務員
に渡してください。ご面倒をお
かけしますが、ご協力お願い
いたします。

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室

☎26・2241（直通）

障害福祉事業の見直しについて

このたび、障害福祉事業の再編により右記の表
の通り見直しを行いました。対象事業について
は、令和7年4月1日から見直しとなりました。ま
た、対象の見舞金を受給中の人については、別途
お知らせを送付しましたので、ご覧ください。

▶問い合わせ先

健康福祉課 福祉室 ☎26-2246（直通）

事業名	見直し内容	見直し時期
重度障害者等理容美容 利用券交付事業	事業廃止	令和7年 4月1日から
難病患者見舞金 支給事業	支給回数 1回限り	
人工肛門及び人工膀胱 造設者等見舞金 支給事業	支給金額 24,000円	

バスや鉄道で通学する人へ

公共交通機関での通学を支援



高校生などの保護者の経済的負担軽減と公共交通の利用促進のため、バスや鉄道の定期券購入費を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- 町に住民登録がある人
- バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒などの保護者
- 町税の滞納がない人

補助の内容

同一名義の定期券購入費が
5,000～9,999円/月の場合、
1,000円/月を補助
10,000円以上/月の場合、
2,000円/月を補助

▼申請方法

定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内に、電子申請または企画室窓口で申請してください。

▼申請に必要なもの

□ 申請書(町ホームページでダウンロードできます。)

□ 購入した定期券の写し

□ 在学を証明する書類の写し

(学校名、氏名などが確認できるもの)

□ 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼注意事項

● 申請ごとに補助金を交付します。初回申請後、年間を通して自動的に交付されるものではありません。

● バスカード、回数券、現金、スクールバス利用、大学生が利用する定期券の購入費は対象になりません。



▲電子申請はこちら

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室

☎ 26・2241(直通)

乗合バスを利用しましょう

ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者へ助成



ICカード乗車券を使って乗合バスを利用した高齢者に対して、支払った運賃の一部を助成します。

▼対象 町に住所を有し、登録申請時に満65歳以上の人

※町税の滞納がない人に限ります。

▼助成内容

ICカード乗車券で支払った乗合バス運賃1,000円につき200円とし、助成を受ける年度当たり8,000円を上限とします。

※請求日に応じて助成します。

▼ご利用の流れ

① 記名式ICカード乗車券を用意し、利用登録申請を行う。

② 利用登録決定後、登録を受けたICカード乗車券で乗合バスを利用する。

③ 助成の決定を受けた日の属する年度の3月15日までに助成金請求を行う。

▼登録申請に必要なもの

□ 登録申請書(町ホームページでダウンロードできます。)

□ 登録申請者の本人確認書類

□ 記名式ICカード乗車券(Suica、PASMO、nobleなど)

□ ICカード内容控などICカード番号・名義人が確認できるもの(ICカード乗車券の券面に氏名の印字がない場合)

▼利用登録申請の方法

電子申請または企画室窓口で申請してください。



▲電子申請はこちら

▼注意事項

● 登録後に支払った乗合バス運賃のみ助成対象です。

● 年度ごとに利用登録・助成金請求が必要です。

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室

☎ 26・2241(直通)



ヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメット購入補助金



道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代および65歳以上の人に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者および65歳以上の人で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当すること

▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者および65歳以上の人で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当すること

申請日(町に住所を有していること)

申請日(町に住所を有していること)

ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1(100円未満切り捨て)で、

1(100円未満切り捨て)で、

上限2,000円

▼申請に必要なもの

□申請書(町ホームページからダウンロードできます。)

□領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)

□ヘルメット付属の保証書または取扱説明書

□安全基準を満たしていることが分かる書類

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

電子申請または協働安全室窓口から申請してください。



▲電子申請はこちら

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。

町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当すること

▼対象

申請日(乳幼児と親権者が町に住所を有していること)

申請日(乳幼児と親権者が町に住所を有していること)

購入日に乳幼児が6歳未満であること

購入日に乳幼児が6歳未満であること

町税を滞納していないこと

チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(千円未満切り捨て)で、

分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

※令和7年7月1日より上限5,000円に変更になります。

▼申請に必要なもの

□申請書(町ホームページからダウンロードできます。)

□領収書(購入日および購入額が記載されているもの)

□保証書または取扱説明書

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

電子申請または協働安全室窓口から申請してください。



▲電子申請はこちら

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)